



目次	ページ
訓令	
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程	2

訓 令

高知県訓令第3号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の2項を加える。

- 2 所属長は、産業医（第10条第1項の規定により置かれるものをいう。次項において同じ。）に対し、職員の労働時間に関する情報その他の産業医が職員の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならない。
- 3 所属長は、次に掲げる事項を職員に周知しなければならない。
 - (1) 所属における産業医の業務の具体的な内容
 - (2) 産業医に対する健康相談の申出の方法
 - (3) 産業医による職員の心身の状態に関する情報の取扱いの方法
 第11条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
 - (2) 法第66条の8の2第1項に規定する面接指導の実施及び

その結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第11条第2項を次のように改める。

- 2 産業医は、職員の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

（産業医による勧告等）

第11条の2 産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、職員安全衛生管理者に対し、職員の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

- 2 職員安全衛生管理者は、前項の勧告を受けたときは、次に掲げる事項を記録するとともに、高知県安全衛生委員会（第13条第1項の規定により置かれるものをいう。）、地区安全衛生委員会（第14条第1項の規定により置かれるものをいう。）、職場安全衛生委員会（第15条第1項の規定により置かれるものをいう。）又は職場衛生委員会（第16条第1項の規定により置かれるものをいう。）（以下「委員会等」という。）に報告し、これを3年間保存しなければならない。

(1) 当該勧告の内容

(2) 当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

- 3 産業医は、委員会等に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第15条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 職場安全衛生委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

6 職場安全衛生委員会を開催した場合は、当該職場安全衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容を記録し、これを3年間保存しなければならない。

第16条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 職場衛生委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

6 職場衛生委員会を開催した場合は、当該職場衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容を記録し、これを3年間保存しなければならない。

第19条中「県安全衛生委員会、地区安全衛生委員会、職場安全衛生委員会及び職場衛生委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会等」に改める。

第34条第2項中「第25条の規定によりストレスチェック」を「健康診断」に、「当該検査」を「健康診断」に、「検査の」を「健康診断の」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次の1号を加える。

- (6) 始業の時刻から終業の時刻までの時間の短縮が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の産業医が認めるものに必要であると認められる場合

第10条第4項中「正規の」を「労働基準法の定めるところにより、正規の」に改める。

第28条第1項中「1日」を「1日、半日」に改め、同条中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 前項の場合において、半日を単位として与えられた年次有給休暇は、1時間を単位とする4時間の年次有給休暇が与えられたものとして同項の規定を適用するものとする。

第28条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 半日を単位とする年次有給休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間45分とされている場合において、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する4時間を勤務しないときに与えるものとする。

第28条に次の1項を加える。

13 前項の規定にかかわらず、公営企業局長は、第1項の規定による年次有給休暇（同項の規定により与えなければならない年次有給休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。）の日数のうち5日（前項の規定により職員が年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数を5日から控除した日数）については、職員の意見を聴取した上であらかじめ時季を定めることにより与えなければならない。

第29条第2項第1号中「（昭和47年法律第57号）」を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

高知県公営企業局長 北村 強

高知県公営企業局管理規程第5号

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員安全衛生管理規程（平成4年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

2 所属長は、産業医（第10条第1項の規定により置かれるものをいう。次項において同じ。）に対し、職員の労働時間に関する情報その他の産業医が職員の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならない。

3 所属長は、次に掲げる事項を職員に周知しなければならない。

- (1) 所属における産業医の業務の具体的な内容
- (2) 産業医に対する健康相談の申出の方法
- (3) 産業医による職員の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

第11条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第66条の8の2第1項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第11条第2項を次のように改める。

2 産業医は、職員の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

（産業医による勧告等）

第11条の2 産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者に対し、職員の健康管理等について必要な勧告をすることができる。

2 総括安全衛生管理者は、前項の勧告を受けたときは、次に掲げる事項を記録するとともに、高知県公営企業局安全衛生委員会（第13条第1項の規定により置かれるものをいう。）、職場安全衛生委員会（第14条第1項の規定により置かれるものをいう。）、又は職場衛生委員会（第15条第1項の規定により置かれるものをいう。）（以下「委員会等」という。）に報告し、これを3年間保存しなければならない。

- (1) 当該勧告の内容

(2) 当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）

3 産業医は、委員会等に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第15条に次の2項を加える。

5 職場衛生委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

6 職場衛生委員会を開催した場合は、当該職場衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容を記録し、これを3年間保存しなければならない。

第17条中「安全衛生委員会、職場安全衛生委員会及び職場衛生委員会」を「委員会等」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。